

糸満市地域公共交通推進協議会規約（案）

令和 年 月 日制定

（目的）

第1条 糸満市地域公共交通推進協議会（以下、「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下、「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地に置く。

（協議事項）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会の委員は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 委員については、協議会に代理の者を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員にあっては代理の者を出席させることができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

（役員）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき 又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員及び代理人の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって会議の議決を行うことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 会議において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、〇〇市〇〇課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第 13 条 協議会に監査委員を 2 名置く。

2 協議会の出納監査は、第 4 条に掲げる委員のうちから会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 15 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。